

決議案第 8 号

天理市議会副議長岡部哲雄氏に対する不信任決議案について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成25年9月27日提出

天理市議会議員	荻	原	文	明
〃	前	島	敏	男
〃	菅	野	豊	盛

天理市議会副議長岡部哲雄氏に対する不信任決議案

岡部哲雄副議長は、9月25日に一般質問を行いました。本市議会の議会運営に関する「申し合わせ事項集」は議長・副議長の一般質問・代表質問について次のように記載しています。

- 議長・副議長が一議員として一般質問を行いたいときは、他の議員に委ねることとする。なお、会派の代表質問についても同様とする。
- 議会全体の事案として必要性があるときは、議長か副議長が議会を代表して行うこととする。

本来、副議長の質問内容が「議会全体の事案として必要性がある」か否かが全議員により検討され、合意のもとで一般質問は行われなければなりません。

しかし、廣井洋司議長は、副議長の議会を代表して行う質問の内容も精査することなく議会運営委員会に提出させ、全体協議会に於いても「私、内容に付いて分かっていない」と自ら議長の職責を否定する発言の上、各議員に諮られ、副議長に一般質問を行うことを許可されました。

副議長も議場での質問内容を自ら「私個人の質問ですが」と発言され、また特定の政党に関する質問も有り到底議会を代表する内容とは思えません。副議長は、議会運営委員会において「私は3期支えてきた人間として余りにもされたことに対して憤りを感じております。そのことについて私は質問したいと思っておりますので、副議長として話すのではなく、個人的に岡部哲雄として最後に話したいという思いからみなさんで検討してみてください」という趣旨の発言をされております。

これらの事は副議長として到底議会を代表する質問に値しない内容と自覚しながら自ら取り下げられることをされませんでした。これでも、議会を代表する質問だと言われるのでしょうか。このことは、自らの心を偽り各議員への裏切り行為として、見過ごすことは出来ません。副議長は、副議長としての質問では「私の考えている思いが全然生きてこない」とまでいわれました。副議長の良心に問いたいと思います。また、これを許可した議長の責任は重大です。

副議長の一般質問項目は「前栽小学校の建て替え問題について」「乗

鞍山古墳を買収しようとした経緯経過について」「本市と天理教の協力関係の今後について」「市長選をめぐる後継指名について」です。これらの項目について副議長がどのような立場や内容で一般質問を行うのか全議員による検討は一度も行われていません。

このような中で、議長は「議長判断」という理由だけで、とうてい議会を代表して行う質問ということの出来ない副議長の一般質問を許可されたことは、合議体としての議会のあり方を否定するものです。今後の議会運営を困難にするばかりか重大な汚点を残すものです。

以上のことから副議長岡部哲雄氏に対して不信任を決議することを求めます。

平成 25 年 9 月 27 日

天 理 市 議 会